富士市教育委員会会議　３月	定　例　会 臨　時　会	会　議　録 （令和５年）

開催日	会議場
令和５年　３月２０日　月曜日 開　会　　１３時３０分 閉　会　　１４時５７分	富士市教育プラザ　１階 会議室１～３

出席委員の氏名

教　育　長	森　田　嘉　幸	委　　員	松　田　靖　子
教育長職務代理者	和久田　惠　子	委　　員	塩　谷　知　一
委　　員	篠　原　　均		

出席職員等の氏名

教育次長	江　村　輝　彦	青少年相談ｾﾝﾀｰ所長	川　口　壽　彦
教育総務課長	味　岡　俊　雄	博物館長	植　松　良　夫
学校教育課長	齋　藤　文　徳	文化スポーツ課統括主幹	平　野　真　一
学務課長	榎　　俊　英	教育総務課調整主幹	小長谷　　聡
社会教育課長	吉　田　和　洋	教育総務課参事補	吉　村　直　也
文化財課	久保田　伸　彦	教育総務課指導主事	米　田　一　也
中央図書館長	大　川　英　子	教育総務課指導主事	山　田　英　雄
富士市立高校事務長	青　木　　洋		傍聴人　なし
教育研修・特別支援教育ｾﾝﾀｰ所長	川　崎　里　恵		

開会

会議録の承認

教育次長の報告要旨

教育次長	○市議会２月定例会について ・３月 22 日まで開催される予定である。 ・３月 13 日、14 日に開催された産業教育委員会において新年度予算について審議が行われた。22 日の本会議にて可決されれば、予算が成立する。 ・議会質問は、市長の施政方針に対する質問及び一般質問が、合わせて８人の議員から 10 項目、提出された。これらの答弁要旨については、本日、取りまとめたものを資料として配付し、報告とさせていただく。 ○事務局職員の人事異動について ・今月 17 日に行政職、本日 20 日に教育職の令和５年度人事異動の内示があった。これに伴い教育委員会事務局の所属長においても、異動対象となる者がいる。

議題（動議）及び議事の大要

議第８号	○富士市文化財保存活用地域計画推進協議会規則の制定について
議第９号	○富士市史跡保存整備推進委員会規則の制定について
（説明）	・文化財課長

(質問･意見等)	→協議会と委員会について、どのように組織を使い分けているのか。
(回答)	→保存活用地域計画推進協議会は、文化庁の指針に協議会を設置するとあるので、そこに基づいている。同様に、史跡保存整備推進委員会は、史跡整備の手引き等で指針が示されており、そこで策定委員会という言葉を用いているため、委員会という言葉を用いている。
(議決)	→承認
議第 10 号	○富士市立学校施設使用規則の一部改正について
(説明)	・文化スポーツ課統括主幹
(質問･意見等)	→用途を廃止した学校施設を含めることによる申請書の提出先の変更について、新たに地区まちづくりセンターが加わっているが、大淵第二小学校については地区まちづくりセンター、それ以外については学校長ということでよいか。
(回答)	→先日、例規審査委員会において、同様の指摘を受けた。そのため、その内容、記述の検討を行っている。地区まちづくりセンターを提出先とするのは大淵第二小学校だけだが、教育委員会の規則の中に市長部局の施設である地区まちづくりセンターの記載があるのがどうかという指摘があり、検討している。
(質問･意見等)	→施行期日が４月１日となっているが、修正、変更があった場合、どのように審議をするのか。
(回答)	→施行期日は、変更がないよう検討をする。審議については、各委員のところに伺って確認していただく。
(質問･意見等)	→今回、学校としての用途を廃止した施設が対象であるが、閉園した幼稚園の校舎は含めなくていいのか。
(回答)	→スポーツに絡む学校開放の制度のため、幼稚園の利用はなく、今後も利用する予定はない。
(質問･意見等)	→では、幼稚園について記載はされてはいるが、今まで幼稚園の利用の申請の実績なく、幼稚園の閉園後、園舎の利用について含む必要はないということか。
(質問･意見等)	→それでは記載する必要があるのか。記載されている以上は該当すると認識にされる。スポーツ施設として幼稚園は該当しないというならば記載の必要性はあるのか。
(回答)	→使用できる点に関しては、変更はない。今まで、幼稚園については利用実態がなく、利用するシステム自体もなかったが、使用できないということではないので、削除等はしない。
(質問･意見等)	→今の仕組みでは学校長又は幼稚園の長に申請を提出するが、幼稚園でないところの園舎を使用する場合、どういう仕組みになっているのか。

(質問･意見等)	→最終的には４条では教育委員会に提出し、教育委員会が決裁することになる。どこを通して申請するかという規定だと思うが、今回、学校としての用途を廃した施設について定めるなら、閉園後の幼稚園についても定めればよいと思い質問した。
(質問･意見等)	→大淵第二小学校は閉校後、管轄はどこの部署になるのか。
(回答)	→現在は学校であるため、行政財産として扱っている。今後、基本的には学校施設ではなくなるので、所管は教育委員会から別の部署に移管する。ただし、プロポーザル等の結果、何に使うのか確認が取れてから所管変えになると考えている。
(議決)	→承認
議第 11 号	○富士市立小中学校の通学区域を定める事務取扱要領の一部改正について
(説明)	・学務課長
(質問･意見等)	→第２表に、元吉原小学校（新設）と、その横に元吉原小学校区、また、下の方に須津中があり、その横にも元吉原小学校区とある。そのため元吉原小学校区はどちらなのか。このように書く理由はあるのか。
(回答)	→それぞれの学校、支援級のある学校にどこの学校から通学するのかということが分かるようになっている。
(質問･意見等)	→小学校が小学校区で書いてあるのは非常にわかりやすい。中学校は中学校区ではなく、小学校区で書いてあるということか。
(質問･意見等)	→元吉原小学校は改正後に元吉原小学校区と書いてあり、須津中には元吉原小学校と書いてあり、区がない。もう一度説明してほしい。
(回答)	→令和５年度に、元吉原小学校に自閉・情緒級ができるため、改正後、元吉原小学校区の希望者は元吉原小学校に通学することになる。また、須津中学校の自閉・情緒学級には現在、須津小、元吉原小、東小、神戸小、吉永一小、吉永二小、原田小、富士見台小学校の各校区の希望者が通学しているが、４月から須津小、元吉原小、東小、の各校区の希望者が須津中学校の自閉・情緒学級に通学することになる。
(質問･意見等)	→中学校の通学区域に中学校区を書くことはできないのか。
(回答)	→中学校区と小学校区が合致しないので、こうなっている。
(議決)	→承認
議第 12 号	○富士市教育委員会自己点検評価に関する外部評価検討会委員の委嘱について
(説明)	・教育総務課長

議第 13 号	○富士市いじめ問題対策推進委員会委員の委嘱について
議第 14 号	○令和５年度富士市立中学校学校評議員の委嘱について
（説明）	・学校教育課長
(質問･意見等)	→議第12号案について、外部評価検討会委員は４名全員の再任となっている。ただ定数は５人以内であるので、残り１人の枠に新任を入れることができる。４名である理由があれば教えてほしい。
（回答）	→条例制定の際に、きれいな数字で５人とか10人とか、そういう形で定めることが多い。各市の状況等を確認し、決めたと思う。
(質問･意見等)	→定数内であり、４名だから問題ということではないが、外部評価として我々の活動を客観的に見ていただくためには、人数が規定より少ないとか、再任の方ばかりということが、評価機関としてどうかという意見もあると思った。新任、再任のバランスや、人数については、従前そうであるからという理由ではなく、どうあるべきかという観点から検討してほしい。
（回答）	→今回、教育振興基本計画の更新時期であり、今までの経緯を御存じの方に評価委員を依頼したいと事務局では考え、再任とした。
（回答）	→同じ人が長くやることはどうかということ、少しでも人数が多い方がいろんな視点から見てもらえるのではないかという意見があったので、今後、検討していく。
(質問･意見等)	→議第14号案について、評議員の男女比が男性が22人、女性が17人あり、男女雇用均等という点ではよいと思った。ただ、ある学校では男性５人、女性１人であり、できれば男女の比率が近い方が望ましいと感じた。事前にそのようなことを指導してもいいのではないかと感じた。
（回答）	→現在、評議員に女性を必ず入れるようお願いはしている。新しくメンバーを選ぶときに女性を入れてくださいという形になるので、各学校で意識して選ぶようお願いする。
(質問･意見等)	→このようなことを委嘱するに当たり、市として男女のバランスを取るという規則や決まりはあるのか。
（回答）	→審議会等の委員の委嘱については、男女比のいずれかが４割を達成するようにと男女共同参画課から話は来ている。これを目標にはしているが、実際にはなかなかうまくいかない。目標を達成できるよう少しずつ努力していく。
(質問･意見等)	→今後、学校評議委員がコミュニティスクールの委員に代わる。コミュニティスクールの委員について男女の割合について何か決まっているのか。
（回答）	→男女比については決めていないが、女性も入れるようにと伝えている。各団体の長の方が委員となることが多いため、男女のバランス

	を明確には打ち出していない。
(質問･意見等)	→コミュニティスクールの場合、各団体の長の方が多いため、結果的に男性が多くなる可能性がある。男女共同参画の視点や、女性の意見を反映するためには、委員の選出の方法について検討する必要がある。
(質問･意見等)	→コミュニティスクールになったら、女性や若い方が含まれる形を推奨し、推薦していただきたい。
(質問･意見等)	→議第13号案について、５名中４名が再任で１名が新任ということだが、内容が特殊なものであるため、この新任の方の所属する団体からいつも選ばれているのか。
(回答)	→いつも選ばれている。
(質問･意見等)	→交代する際、その団体から選出されるということか。
(回答)	→選出に当たってはその団体に依頼をかけ、推薦してもらう。
(質問･意見等)	→近親者が学校にいるなど、除外規定はあるのか。そのようなことは関係なく選出しているのか。
(回答)	→各団体でそのような配慮をしているとは思う。こちらから具体的にこういう人は除外するようにということはしていない。ただ、今指摘された点については配慮するようにお願いするようにする。
(質問･意見等)	→委員の承認をする上で、選出の仕方などが分かりやすいといいのかと感じた。
(質問･意見等)	→今の話は富士市附属機関設置条例に関することか。いじめ問題対策委員についての規則はないのか。附属機関設置条例だけでの選出では重大問題でチェックが入った時などやりにくいことがあるのではないか。あらかじめ除外規定を設ける必要があるか、今まであえて検討していないのか。
(回答)	→附属機関設置条例は富士市全体のものとなる。いじめ問題対策推進委員会について、設置要領があろうかと思うので、委員の選出に関しての資格的なものが問われているか確認させていただく。設置要領に委員の選出について規定すべきか、明確にすべきではないのか、検討させていただきたい。
(議決)	→承認
報第３号	○令和４年度富士市教育長表彰受賞者の追加決定について
(説明)	・教育総務課長
(了承)	→了承
各課等の報告・予定事項	
閉会	